

山口県報

令和7年
9月12日
(金曜日)

目次

○公告	
山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (政策企画課)	一
やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (県民生活課)	二
山口県立さらば浜自然観察公園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (自然保護課)	三
山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (健康増進課)	四
山口県国際総合センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (イノベーション推進課)	五
山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (スポーツ推進課)	六
美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (文化振興課)	七
山口県民文化ホールいわくには係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (文化振興課)	九
山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (文化振興課)	一〇
やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (農業振興課)	一一
栽培漁業センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (水産振興課)	一二
甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (漁港漁場整備課)	一三
流域下水道に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (都市計画課)	一四
○教委公告	
青少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等	一六



(一六四) 山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
山口県セミナーパーク条例(平成七年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第
十条第二項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募
の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。)

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
と。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
と。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」と
いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され
る法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のいず
れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のい
ずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て
又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て
がされていないこと。

- (一) 主たる事務所を県内に有していること。
 - (二) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (三) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (四) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
 - (五) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。
 - (六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
 - (七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。
 - (八) 募集要項の配布
- 四 場所
- (一) 山口市滝町一番一号 山口県総合企画部政策企画課
- (二) 期間
- 令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間
- 五 応募の方法及び期間
- (一) 方法
- 公募に係る応募をしようとするものは、山口県セミナーパーク規則（平成七年山口県規則第五十五号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県総合企画部政策企画課に提出しなければならない。
- (二) 期間
- 令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間
- 六 その他
- (一) 公募に係る説明会を令和七年十月三日（金曜日）午後一時から山口市秋穂二島一〇六二番地 Y M f g 維新セミナーパークにおいて行う。
- (二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を

- 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
- (三) 詳細については、山口県総合企画部政策企画課（電話〇八三一九三三一二四二〇）に問い合わせること。
- (一六五) やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
- 山口県民活動支援センター条例（平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」という。）第九条第二項の規定により、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。
- 令和七年九月十二日
- 山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第六条の規定により、やまぐち県民活動支援センターの利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 指定しようとする期間
- 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 公募に係る応募をすることができるとは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。
- (一) 山口県民活動促進条例（平成十四年山口県条例第四号）第二条第二項に規定する県民活動団体であること。
- (二) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(三) 主たる事務所を県内に有していること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(五) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(六) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(九) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県環境生活部県民生活課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県県民活動支援センター規則（平成十四年山口県規則第九号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県環境生活部県民生活課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年十月三日から同月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年九月十七日（水曜日）午前十時から山口市神田町一番八〇号 やまぐち県民活動支援センターにおいて行う。

(二) 詳細については、山口県環境生活部県民生活課（電話〇八三—九三三—二六—四）に問い合わせること。

(一六六) 山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立自然観察公園条例（平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。）第十条第二項の規定により、山口県立きらら浜自然観察公園（以下「自然観察公園」という。）に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七条の規定により、自然観察公園の使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが（一）及び（四）から（十）までに掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、その構成員のいずれかが（二）及び（三）に掲げる要件に該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

- 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (一) 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。
- (二) 自然観察公園と同種又は類似の施設において自然保護に関する普及啓発及び自然の観察の指導に関する実務の経験を有している者を一の(一)に掲げる業務に従事させることができること。
- (四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (五) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (六) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (七) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第四百二十二条（同法第六十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。
- (八) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。
- (九) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (十) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。
- 四 募集要項の配布
- (一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課
- (二) 期間 令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間
- 五 応募の方法及び期間
- (一) 方法 公募に係る応募をしようとするものは、山口県立自然観察公園規則（平成十三年山口県規則第八十九号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県環境生活部

- 自然保護課に提出しなければならない。
- (一) 期間 令和七年十月二日から同月十四日までの間
- 六 その他
- (一) 公募に係る説明会を令和七年九月十九日（金曜日）午前十時から山口市阿知須一〇五〇九番地の五三 自然観察公園ビジターセンターにおいて行う。
- (二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等人札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
- (三) 詳細については、山口県環境生活部自然保護課（電話〇八三―九三三―三〇六〇）に問い合わせること。
- (二六七) 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
- 山口県健康づくりセンター条例（平成九年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第十一条第二項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。
- 令和七年九月十二日
- 山口県知事 村岡 嗣政
- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (二) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (三) 条例第六条の許可をすること。
- (四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 指定しようとする期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(六) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第四百二十二条（同法第六十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(九) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部健康増進課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間
五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県健康づくりセンター規則（平成九年山口県規則第五十号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県健康福祉部健康増進課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年九月二十四日（水曜日）午前十時から山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県健康づくりセンター第四研修室において行う。

(二) 詳細については、山口県健康福祉部健康増進課（電話〇八三—九三三—二九四〇）に問い合わせること。

(二六八) 山口県国際総合センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県国際総合センター条例（平成八年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第十条第二項の規定により、山口県国際総合センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第四条の許可をすること。

(三) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(四) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(六) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二條の二、第四百二十二條（同法第六百六十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第八十條の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(九) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県産業労働部イノベーション推進課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県国際総合センター規則（平成八年山口県規則第七十六号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県産業労働部イノベーション推進課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年九月二十九日（月曜日）午後二時から下関市豊前田町三丁目三番一号 山口県国際総合センター八階八〇三会議室において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県産業労働部イノベーション推進課（電話〇八三—九三三一—三四〇）に問い合わせること。

(二六九) 山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。）第十条第二項の規定により、山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるのは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則（平成十七年山口県規則第百二号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年九月二十九日（月曜日）午後二時から光市光井二丁目一九番二号 山口県スポーツ交流村において行う。

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等人札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課（電話〇八三—九三三—二四三五）に問い合わせること。

(一七〇) 美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第十五条第二項の規定により、美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする美術館の概要

名	称	位 置
山 口 県	立 美 術 館	山 口 市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条第一号に掲げる業務に関すること（美術品等の展示に附帯するものに限る。）。
- (二) 条例第三条第三号に掲げる業務に関すること（美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関するものを除く。）。
- (三) 条例第三条第四号に掲げる業務に関すること（生涯学習の支援に関することに限る。）。
- (四) 条例第三条第五号に掲げる業務に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- (五) 条例第八条の許可をすること。
- (六) 条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は条例第八条の許可を取り消すこと。
- (七) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定しようとする期間
- 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間
- 応募者に必要な資格に関する事項
- 公募に係る応募をすることができずるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同事業体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。
- (一) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (二) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (三) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

という。）でないこと。

(四) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第百四十二条（同法第百六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同事業体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同事業体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県観光スポーツ文化振興課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立美術館規則（平成十九年山口県規則第十二号）第七条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県観光スポーツ文化振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を次の表のとおり行う。

名 称	日 時	場 所
山口県立美術館	令和七年九月二十四日（水曜日） 午前十時三十分	山口市亀山町三番一号 山口県立美術館会議室
山口県立萩美術館・浦上記念館	令和七年九月二十四日（水曜日） 午後三時	萩市大字平安古町五八六番地 の1 山口県立萩美術館・浦上記念館講座室

- (二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等人札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
- (三) 詳細については、山口県観光スポーツ文化部文化振興課(電話〇八三―九三三―二六二七)に問い合わせること。

(二七) 山口県民文化ホールいわゆるにに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十条第二項の規定により、山口県民文化ホールいわゆるにに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第六条の許可をすること。
- (五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 指定しようとする期間
- 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 公募に係る応募をすることができるとは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同事業体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。
- (一) 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のい

ずれにも該当するものであること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

- 3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五百十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

- (二) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

- (三) 法人等の代表者が暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

- (四) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

- (五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六百六十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第八十條の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

- (六) 山口県における地方自治法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

- (七) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

- (八) 共同事業体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同事業体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

- (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県観光スポーツ文化部文化振興課

- (二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

五 応募の方法及び期間

- (一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県民文化ホール規則(平成八年山口県規則第七十四号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県観光スポーツ文

化部文化振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 その他

- (一) 公募に係る説明会を令和七年九月二十二日（月曜日）午前十時三十分から岩国市三笠町一丁目一番一号 山口県民文化ホールいわくに特別会議室において行う。
- (二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等人札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
- (三) 詳細については、山口県観光スポーツ文化部文化振興課（電話〇八三―九三三―二六二七）に問い合わせること。

(二七二) 山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号。以下「条例」という。）第十条第二項の規定により、山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 指定しようとする期間
- 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」と

いう。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五百十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県観光スポーツ文化部文化振興課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県埋蔵文化財センター規則（令和四

年山口県規則第九号) 第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県観光スポーツ文化部文化振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 その他

- (一) 公募に係る説明会を令和七年九月二十五日(木曜日) 午前十時から山口市春日町三番二二号 山口県埋蔵文化財センターにおいて行う。
- (二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
- (三) 詳細については、山口県観光スポーツ文化部文化振興課(電話〇八三―九三三―四五六〇)に問い合わせること。

(二七三) やまぐちフラワースタンドに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県フラワースタンド条例(平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」という。)第十二条第二項の規定により、やまぐちフラワースタンドに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第六条の許可をすること。
- (五) 条例第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 法人等の代表者が暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

(五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(六) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六百六十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第八百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(九) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部農業振興課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同月二十五日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県フラワーランド規則（平成十七年山口県規則第百十六号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県農林水産部農業振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年十月八日から同月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年九月十七日（水曜日）午後一時三十分から柳井市新庄五〇〇番地の一 やまぐちフラワーランド研修室において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県農林水産部農業振興課（電話〇八三一九三三—三三八〇）に問い合わせること。

(一七四) 栽培漁業センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県栽培漁業センター条例（昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」という。）第五条第二項の規定により、栽培漁業センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする栽培漁業センターの概要

名	称	位 置

山口県内海栽培漁業センター	山 口 市
山口県外海栽培漁業センター	長 門 市
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるとは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 令和二年度から令和六年度までの五年間において、マダイ、カサゴ、ヒラメ、トラフグ、キジハタ、アマダイ類、アユ、クルマエビ、ガザミ、モクズガニ、アワビ類、アカガイ、アサリ及びミルカイの種苗を生産した実績を有していること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(五) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(六) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二

第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(ハ) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月一日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県栽培漁業センター規則（平成十七年山口県規則第百十八号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県農林水産部水産振興課に提出しなければならぬ。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年九月二十六日（金曜日）午前十時から山口市滝町一番一号 山口県農林水産部漁業調整委員会室において行う。

(二) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課（電話〇八三一九三三―三五四〇）に問い合わせること。

(二七五) 甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。）第十六条第二項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする甲種漁港施設の概要

漁港の名称	甲種漁港施設の名称
-------	-----------

徳山漁港

大型船用浮桟橋、中型船用浮桟橋、小型船用浮桟橋及びその他の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条各号に掲げる漁港施設で知事が定めるもの

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第十一条の規定による届出を受理すること。

(二) 条例第十二条の二第一項の許可をすること。

(三) 条例第十二条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第十二条の二第四項の規定による協議を受けること。

(五) 条例第十四条第一項の規定により、条例第十二条の二第二項の許可を取り消し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 公募に係る甲種漁港施設に三十分以内に到達することができる場所に、事務所又は事業所を有しているか、又は設置する予定があること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(五) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(六) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(七) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第四百二十二条（同法第六百六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部漁港漁場整備課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同月三十日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県漁港管理条例施行規則（昭和三十一年山口県規則第七十一号の二）第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を電子メールにより提出し、又は持参し、若しくは書留により郵送して山口県農林水産部漁港漁場整備課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年十月七日（火曜日）午後二時から山口市滝町一番一号 山口県農林水産部四号会議室において行う。

(二) 詳細については、山口県農林水産部漁港漁場整備課（電話〇八三一九三三—三五六〇）に問い合わせること。

(二七六) 流域下水道に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県流域下水道条例（昭和六十一年山口県条例第一号）第六条第二項の規定により、流域下水道に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする流域下水道の概要

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
周南流域下水道	岩国市、光市及び周南市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるとは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 標準活性汚泥法による下水道の処理施設の維持管理に係る業務の委託を受けた実績（発注者から直接業務の委託を受けたものに限る。）を有していること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(五) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(六) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(七) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第四百二十二条（同法第六百六十六条第二項において準用する場合を含む。）

む。)又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(八) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(九) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(十) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県流域下水道規則(平成十七年山口県規則第二百一十一号)第七条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部都市計画課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年十月一日から同月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年九月二十六日(金曜日)午後二時から光市大字浅江一〇九二九番地の一二五 周南浄化センター管理棟会議室において行う。

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三—三七四〇)に問い合わせること。

一 指定管理者に管理を行わせようとする流域下水道の概要

名	称
田布施川 流域下水道	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町 熊毛郡田布施町及び平生町

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるとは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 標準活性汚泥法又はオキシデーションディッチ法による下水道の処理施設の維持管理に係る業務の委託を受けた実績(発注者から直接業務の委託を受けたものに限る。)を有していること。

(四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(五) 法人等の代表者が暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

(六) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(七) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九

十二条の二、第四百二十二条（同法第六十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第八十條の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(ハ) 山口県における地方自治法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(九) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(十) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県流域下水道規則（平成十七年山口県規則第二百一十一号）第七條第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部都市計画課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年十月一日から同月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を令和七年九月二十六日（金曜日）午前十時から熊毛郡田布施町大字麻郷三〇三九番地の三 田布施川浄化センター管理棟会議室において行う。

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三—九三三—三七四〇）に問い合わせること。

公 告

青少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十条第二項の規定により、青少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県教育委員会

一 指定管理者に管理を行わせようとする青少年自然の家の概要

名	称	位 置
山口県油谷青少年自然の家	長 門 市	
山口県由宇青少年自然の家	岩 国 市	

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

- (一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (二) 主たる事務所を県内に有していること。
- (三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (四) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (六) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。
- (七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。
- 五 募集要項の配布
- (一) 場所
- 山口市滝町一番一号 山口県教育庁学校運営・施設整備室
- (二) 期間
- 令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間
- 六 応募の方法及び期間
- (一) 方法
- 公募に係る応募をしようとするものは、山口県青少年自然の家規則（昭和四十九年山口県教育委員会規則第四号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁学校運営・施設整備室に提出しなければならない。

(二) 期間

令和七年九月十二日から同年十月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を次の表のとおり行う。

名 称	日 時	場 所
山口県油谷青少年自然の家	令和七年九月二十四日（水曜日） 午前十時	長門市油谷伊上一〇六八番地 山口県油谷青少年自然の家
山口県由宇青少年自然の家	令和七年九月二十五日（木曜日） 午前十時	岩国市由宇町二二三番地の二 山口県由宇青少年自然の家

- (二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
- (三) 詳細については、山口県教育庁学校運営・施設整備室（電話〇八三一九三三―四五二六）に問い合わせること。

令和七年九月十二日
発行

発行人
所

山口県知事
庁